

函館市景観アドバイス制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な都市景観の形成を推進するため、函館市景観アドバイザー設置要綱（平成15年8月1日施行）に基づく景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が行う同要綱第2条第1項第1号に掲げるアドバイス業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「景観条例」という。）および函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号。以下「広告物条例」という。）による。

(アドバイス事項)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる事項に関して専門的立場からアドバイスを行うものとする。

- (1) 建築物等のデザインおよび色彩等に関する事項
- (2) その他良好な都市景観の形成に必要な事項

(アドバイスの対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、アドバイザーのアドバイスを受けることができる。ただし、景観条例第16条の2第1項および広告物条例第10条の3第1項の規定による事前協議もしくは景観条例第16条の4第1項および広告物条例第10条の5第1項の規定による変更協議が必要な行為は除く。

- (1) 景観条例第13条第1項に規定による届出が必要な行為
- (2) 景観条例第22条第1項の規定による届出が必要な行為
- (3) 景観条例第27条第1項の規定による許可が必要な行為（景観条例第26条第2項の保存計画において定められた「伝統的建造物」および「環境物件」に関する行為を除く。）
- (4) 広告物条例第6条第1項および第7項の規定による許可が必要な

行為で、次に掲げるもの

ア 広告物条例第10条第1項の規定による広告景観整備地区（以下「広告景観整備地区」という。）における広告物の表示または掲出物件の設置

イ ア以外の地域において1事業所または1営業所当たりの表示面積の合計が30平方メートルを超える広告物の表示または掲出物件の設置

2 前項各号に掲げる行為のうち別表1に掲げる規模に該当する行為を行おうとする者は、アドバイザーからアドバイスを受けるものとする。ただし、市長が、良好な都市景観の形成に影響がないと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、景観条例第10条第1項の規定により指定された都市景観形成地域（以下「都市景観形成地域」という。）内において公共施設を整備するときは、積極的にアドバイザーのアドバイスを受け、良好な都市景観の形成に努めなければならない。

4 市長は、都市景観形成地域以外の地域において、公共施設を整備するときは、アドバイザーのアドバイスを受けることができる。

5 市長は、その他良好な都市景観の形成を推進するため、必要に応じてアドバイザーのアドバイスを受けることができる。

（申込み等）

第5条 前条の規定により、アドバイザーのアドバイスを受ける場合において、行為を行おうとする者（以下この条において「行為者」という。）は、景観アドバイス申込書（別記様式）に別表2に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みおよび前条の規定によるアドバイスは、行為者に代わって、当該行為の設計者が申込みをし、アドバイスを受けることができるものとする。

3 市長は、第1項の申込みがあった場合は、遅滞なく当該申込みがあった物件を担当するアドバイザー、アドバイスを行う日時および場所を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

4 アドバイザーのアドバイスは、行為者または当該行為の設計者（次条において「相談者」という。），アドバイザーおよび市の3者が直接会して行うものとする。ただし、アドバイスを行う物件の内容に応じて、別の方法をもって行うことができるものとする。

5 アドバイザーのアドバイスの内容等については、非公開とし、アドバイス事項の主な内容を整理した記録簿を作成するものとする。

（アドバイスを受ける時期）

第6条 第4条の規定によるアドバイスは、当該アドバイスを受けようとする行為（以下この条において「アドバイス対象行為」という。）の内容が確定する前までに受けるものとする。

2 前条の規定によるアドバイスは、アドバイス対象行為の内容に応じて、相談者およびアドバイザー双方の合意のもと、複数回受けることができるものとする。その場合、アドバイス対象行為に係る届出または許可申請を行った後でも、アドバイスを受けることができるものとする。

（共通資料）

第7条 第4条の規定により都市景観形成地域内における行為についてアドバイスを行う場合は、景観条例第12条の2に規定する都市景観誘導指針および広告物条例第10条の2に規定する広告景観整備誘導指針（以下この条において「景観デザイン指針」という。）を相談者およびアドバイザー双方の共通の資料として利用し、アドバイザーのアドバイスは、「景観デザイン指針」に基づいて行うものとする。

（庶務）

第8条 景観アドバイス制度に関する庶務は、都市建設部都市デザイン課において処理する。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 函館市景観アドバイザー実施要領（平成15年8月1日施行）は、

廃止する。

3 廃止前の函館市景観アドバイザー実施要領の規定によりアドバイザーから受けたアドバイスは、函館市景観アドバイス制度実施要綱（平成25年10月1日施行）に基づき受けたアドバイスとみなす。

別表 1

地域の区分	対 象	規 模 等
都市景観形成地域内	建築物	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 高さが 10 メートルを超える (2) 階数が 3 以上 (3) 床面積の合計が 500 平方メートルを超える</p>
	工作物	<p>高さが 10 メートル（建築物と一体となって設置されるものにあっては、当該建築物の高さとの合計が 10 メートル）（電線、電信線およびその支持物にあっては 13 メートル）を超えるもの</p>
都市景観形成地域以外の地域	建築物	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 高さが 20 メートルを超える (2) 床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える</p>
	工作物	<p>高さが 20 メートル（建築物と一体となって設置されるものにあっては、当該建築物の高さとの合計が 20 メートル）を超えるもの</p>
広告景観整備地区	屋外広告物	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 広告物条例第 7 条第 4 号に掲げるものであって、1 事務所または 1 営業所当たりの表示面積の合計が 10 平方メートルを超える (2) 上記以外のものであって、1 面当たりの表示面積が 5 平方メートルを超える</p>
広告景観整備地区以外の地区	屋外広告物	1 事務所または 1 営業所当たりの表示面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの

別表 2

種別	添付図書
建築物、工作物	<p>①付近見取図、配置図、外構図 ②各階平面図 ③立面図（着色し、仕上材が記載されたもの） ④広告物のデザインの明示された図面（色彩についても明示する。） ⑤パース ⑥周辺の状況写真</p>
屋外広告物	<p>①付近見取図 ②設置場所が分かる図面 ③形状、寸法、材料、意匠、色彩および表示の方 法に関する仕様書および図面（照明を伴うとき は、その旨を明示したもの） ④周辺の状況写真</p>

別記様式

景観アドバイス申込書

申込年月日	平成 年 月 日		
申込者	住所： 氏名： 電話 行為を行おうとする者との関係 (本人・設計者・その他())		
行為の予定地	函館市 町 丁目 番地 (都市景観形成地域・その他の区域)		
行為の内容	建築物 工作物 屋外広告物		
行為の種類	新築 増築 改築 移転 除却 修繕 模様替え 色彩の変更		
アドバイス希望時期	平成 年 月 日頃		

概ねの規模

建 築 物	(主な用途)		(構造)	
	項 目	届出対象分	既存分	合計
	敷地面積			
	建築面積	約 m ²	約 m ²	約 m ²
	延べ面積	約 m ²	約 m ²	約 m ²
	階 数		階	階
	高 さ	約 m	約 m	約 m
工 作 物	(種類)		(構造)	
	規模	高さ：約 m		
屋 外 広 告 物	形 態	地上 壁面 屋上		
	種 類	自家用 その他()		
	基数・面積	基 · 表示面積の合計約 m ²		
	照 明	有(自発光, 内部照明, 外部照明) · 無		
	色 彩 等			
申込みに係わる連絡先	住所：			
※申込者と異なる場合	氏名： 電話			